

放送を巡る諸課題に関する検討会 「放送用周波数の活用方策に関する検討分科会」開催要綱

1 背景・目的

規制改革実施計画（平成30年6月15日閣議決定）を受け、放送用に割り当てられている周波数の有効活用等の観点から、放送大学の地上放送跡地及びV-High帯域の活用方策等について検討を行うこととされている。

上記を踏まえ、本分科会は、「放送を巡る諸課題に関する検討会」（以下「親会」という。）の下に設置される会合として、所要の検討を行うことを目的とする。

2 名称

本分科会は「放送用周波数の活用方策に関する検討分科会」と称する。

3 主な検討項目

- (1) 放送大学の地上放送跡地の活用方策
- (2) V-High 帯域の活用方策
- (3) その他関連事項

4 構成及び運営

- (1) 本分科会の分科会長は、親会座長が指名する。本分科会の構成員及びオブザーバーは、分科会長が指名する。
- (2) 分科会長は、必要があると認めるときは、分科会長代理を指名することができる。
- (3) 分科会長代理は分科会長を補佐し、分科会長不在のときは分科会長に代わって本分科会を招集する。
- (4) 分科会長は、必要に応じ、構成員以外の関係者の出席を求め、意見を聞くことができる。
- (5) 分科会長は、必要に応じ、ワーキンググループ等を開催することができる。
- (6) ワーキンググループ等の構成員及び運営に必要な事項については、分科会長が定めるところによる。
- (7) その他、本分科会の運営に必要な事項は分科会長が定めるところによる。

5 議事の取扱い

- (1) 本分科会の会議は、原則として公開とする。ただし、公開することにより当事者又は第三者の権利及び利益並びに公共の利益を害するおそれがある場合その他分科会長が必要を認める場合については、非公開とする。
- (2) 本分科会の会議で使用した資料については、原則として総務省のホームページに掲載し、公開する。ただし、公開することにより当事者又は第三者の権利及び利益並びに公共の利益を害する虞がある場合その他分科会長が必要と認める場合については、非公開とする。

(3) 本分科会の会議については、原則として議事要旨を作成し、総務省のホームページに掲載し、公開する。

6 その他

本分科会の庶務は、情報流通常行政局放送技術課が放送政策課とともにを行い、必要に応じて関係課と連携して行うものとする。

**「放送用周波数の活用方策に関する検討分科会」
構成員名簿**

(敬称略、五十音順)

(分科会長)	いとう　すすむ 伊東　晋	東京理科大学 理工学部 嘴託教授
(分科会長代理)	みとも　ひとし 三友　仁志	早稻田大学大学院 アジア太平洋研究科 教授
	うちやま　たかし 内山　隆	青山学院大学 総合文化政策学部 教授
	せきね　かをり 関根　かをり	明治大学 理工学部 教授
	たかだ　じゅんいち 高田　潤一	東京工業大学 環境・社会理工学院 学院長・教授
	はやし　しゅうや 林　秀弥	名古屋大学大学院 法学研究科 教授
	ふわ　やすし 不破　泰	信州大学 理事（研究、产学官・社会連携担当）・副学長
	わたなべ　ひさのり 渡邊　久哲	上智大学 文学部 教授

(計 8 名)

※分科会長は、親会に準じ、必要に応じて、放送事業者等にオブザーバ参加を求めることがある。

令和 4 年 5 月 23 日時点